

# 【 つくばみらい市 】

平成29年5月1日現在

## 重度障がい者及び高齢者通院通所交通費助成事業

事業開始：平成18年3月～

### 事業内容

医療機関等への往復に要する、タクシーの初乗り運賃額を助成します。

下記「支援の条件、対象者」1，2に該当する方は，1世帯あたり年間24回を限度に助成します。

下記「支援の条件、対象者」3，4，5に該当する方は，年間36回を限度に助成します。ただし，3のうちじん臓機能障がいにより人工透析を受けている方は年間72回を限度に助成します。

### 支援の条件、対象者等

1. 75歳以上のひとり暮らしかつ住民税非課税の者で，同一敷地内又は同一建物内に親族その他の者と同居しない者
2. 75歳以上のみの住民税非課税世帯の者で，同一敷地内又は同一建物内に親族その他の者と同居しない者
3. 身体障害者手帳の交付を受けた者で，障害の等級が1級、2級かつ，自動車税等の減免を受けていない者
4. 療育手帳の交付を受けた者で，障害の程度が((A))，A又はBかつ，自動車税等の減免を受けていない者
5. 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で，障害の等級が1級又は2級かつ，自動車税等の減免を受けていない者

### 問い合わせ先・ホームページURL

「支援の条件、対象者」1，2に該当する方は，  
つくばみらい市役所保健福祉部介護福祉課  
☎0297-58-2111（代）

<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/viewer/info.html?id=1066>

「支援の条件、対象者」3，4，5に該当する方は，  
つくばみらい市役所保健福祉部社会福祉課  
☎0297-58-2111（代）

<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/viewer/info.html?id=134>

# 高齢者運転免許自主返納支援事業

事業開始：平成29年4月～

## 事業内容

下記の回数券等の中から、自由な組合せで1万円を限度に交付します。

支援は、1人1回限りとなります。

- (1) デマンド乗合タクシー冊式利用券
- (2) コミュニティバス冊式回数券
- (3) 関東鉄道(株)が運行する路線バス冊式回数券

## 支援の条件、対象者等

以下条件のいずれにも該当する者

- (1) 本市に住民登録されている方で、運転免許の有効期限内に、すべての種類の運転免許を自主返納した方（平成29年4月1日以降の返納が対象）
- (2) 自主返納したときに65歳以上の方
- (3) 自主返納してから6ヶ月以内に支援事業を申請した方

## 問い合わせ先・ホームページURL

つくばみらい市市役所総務部安心安全課

☎0297-58-2111（内線2503）

<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/viewer/info.html?id=3776>